

## 平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

(内閣府)

制度名	経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定中小企業者に係る特例措置								
税目	法人税、所得税								
要望の内容	<p>・沖縄振興特別措置法により読み替えて適用される中小企業新事業活動促進法に規定する経営革新計画の承認を受けた特定中小企業者等が取得した機械装置等について、対象業種の見直しを行ったうえで、投資税額控除又は特別償却の特例を認める措置の延長</p> <p>&lt;特例措置の内容&gt;</p> <table> <tbody> <tr> <td>税額控除</td> <td>建物・付属設備 機械・装置、器具・備品</td> <td>取得価格の 8 % 取得価格の 15 %</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>建物・付属設備 機械・装置、器具・備品</td> <td>取得価格の 20 % 取得価格の 34 %</td> </tr> </tbody> </table>			税額控除	建物・付属設備 機械・装置、器具・備品	取得価格の 8 % 取得価格の 15 %	特別償却	建物・付属設備 機械・装置、器具・備品	取得価格の 20 % 取得価格の 34 %
税額控除	建物・付属設備 機械・装置、器具・備品	取得価格の 8 % 取得価格の 15 %							
特別償却	建物・付属設備 機械・装置、器具・備品	取得価格の 20 % 取得価格の 34 %							
新設・拡充又は延長を必要とする理由		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	18百万円 (一百万円)						
	(1) 政策目的	<p>中小企業は、その規模等から市場において必要な経営資源へのアクセスが制限される、いわゆる「市場の失敗」にとらわれる可能性が高い。やる気と能力のある中小企業には、適切な経営資源をマーケットを通じて確保できれば、大企業とも対等に競争し、我が国経済に高付加価値をもたらすものも多い。このため、政策措置により「市場の失敗」を補正し、やる気と能力のある中小企業の経営革新を強力に支援することが必要である。</p>							
	(2) 施策の必要性	<p>日本経済が上向き状態にある中、沖縄における中小企業は、本土との遠隔性、島嶼性、技術・資本の蓄積不足などの構造的な不利性を抱え、未だ厳しい状況が続いている。沖縄の自立型経済の構築に向けては、経済活動の太宗を占める中小企業の活力ある成長、新事業・雇用の創出が不可欠であり、やる気と能力のある中小企業が創意工夫をしながら行う「経営革新」を支援することが重要である。</p> <p>「経営革新」に取り組む中小企業においては、新たな事業分野への進出等に係る設備投資が重要となる一方、資金力等の経営資源の弱い中小企業にとっては、そのための負担が重く、これを軽減するため本制度を適切に講じることは、「経営革新」に取り組もうとする中小企業群を後押しすることとなる。</p>							

今 回 の 要 望	合 理 性	政策体系における政策目的的位置付け	政策分野「沖縄政策」 政策 「沖縄政策の推進」 施策 「沖縄における産業振興」
		政策の達成目標	活力・競争力の源泉・基盤の強化による我が国経済の持続的な成長の実現 沖縄の中小企業の発展支援 ・経営革新支援件数：年平均 16 件
		租税特別措置の適用又は延長期間	5 年間
		同上の期間中の達成目標	活力・競争力の源泉・基盤の強化による我が国経済の持続的な成長の実現 沖縄の中小企業の発展支援 ・経営革新計画支援件数：年平均 16 件
	政策目標の達成状況	平成 19 年～平成 22 年度 支援件数 34 件 * うち、各企業の定める目標の達成件数 6 件	
に 関 連 す る 事 項	有 効 性	要望の措置の適用見込み	平成 24 年度以降、年平均 16 件程度の経営革新計画の申請が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	制度延長に伴い、新事業への取り組みに付随する新たな設備投資が促進され、沖縄の中小企業の発展が見込まれる。
	相 當 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	沖縄振興開発金融公庫の融資
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	設備等の政策金融による支援措置は、自己資金だけでは設備投資資金や運転資金の確保が難しい事業者に対して低利融資による設備導入や事業化の円滑な実施といった事業活動そのものを支援しているのに対し、設備投資の初期費用の負担軽減によるキャッシュフローの改善を目的とする税制措置による支援とは目的・対象が異なる。	

	要望の措置の妥当性	他の支援措置に比べ、迅速に機能する本措置は、特定中小企業者による設備投資促進に大きなインセンティブとなり、効率化が図られる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	平成14年度～平成22年度 96件の経営革新の支援を実施うち、24件税制措置を適用。 計画承認後1年以上経過した企業の32社が目標を達成。
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	平成14年～平成22年においては24件税制措置を利用し、2,184百万円の設備投資を実施。 当該支援措置があることにより、経営革新に挑戦し、実際に設備投資を実現する企業が存在することから、当該措置の存在は重要。
	前回要望時の達成目標	経営革新支援件数：年平均16件
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成19年度以降、支援件数は年平均8件と目標を下回っているが、これは、リーマンショック等により経営革新への挑戦を控えたものと分析。
これまでの要望経緯		平成14年度 創設 平成17年度中小企業三法統合に伴う事業活動促進法制定における新設 平成19年度 延長
担当部局(課)及び担当者		代表 TEL:03-3581-5717 FAX:03-3581-9761 内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付参事官(産業振興担当) 参事官 能登 靖 (内線44385) 参事官補佐 工藤 勉 (内線44391)